

北海道告示第10457号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和4年3月30日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 (1) 施行者の名称
羽幌町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
羽幌都市計画下水道事業 羽幌公共下水道
- (3) 事業施行期間
平成6年11月8日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し

- 2 (1) 施行者の名称
美幌町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
美幌都市計画下水道事業 美幌公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和48年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し

- 3 (1) 施行者の名称
本別町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
本別都市計画下水道事業 本別公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和57年1月25日から令和9年3月31日まで

- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
平成9年北海道告示第1960号の事業地のうち、中川郡本別町栄町及び弥生町において事業地を変更する。

- 4 (1) 施行者の名称
足寄町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
足寄都市計画下水道事業 足寄公共下水道
- (3) 事業施行期間
平成6年9月2日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
平成6年北海道告示第1474号、平成9年北海道告示第966号、平成11年北海道告示第1938号、平成15年北海道告示第501号、平成18年北海道告示第10290号、平成22年北海道告示第10455号、平成25年北海道告示第10267号、平成27年北海道告示第10021号及び平成29年北海道告示第10291号の事業地に足寄郡足寄町郊南1丁目の一部を加える。

- 5 (1) 施行者の名称
弟子屈町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
弟子屈都市計画下水道事業 弟子屈公共下水道
- (3) 事業施行期間
平成6年9月2日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し

- 6 (1) 施行者の名称
中標津町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
中標津都市計画下水道事業 中標津公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和49年10月15日から令和8年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し